

豊中市ネーミングライツパートナー選定審査会設置要綱

(設置)

第1条 豊中市ネーミングライツ事業実施要綱に基づき、本市の所有する施設等（以下「施設等」という。）の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与する民間事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）の募集及び選定等にあたり、その命名しようとする事業者及び愛称が当該施設等の名称としてふさわしいか審査を行うため、豊中市ネーミングライツパートナー選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事務について所掌するものとする。

- (1) ネーミングライツパートナーの選定基準に関すること。
- (2) ネーミングライツ事業に係る募集要項に関すること。
- (3) ネーミングライツパートナーに係る規制業種等の審査に関すること。
- (4) ネーミングライツ事業において命名しようとする愛称の審査に関すること。
- (5) 前四号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に必要な事項。

(組織)

第3条 審査会は、別表の職にある者を委員として組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、別表の職に在任する期間とする。

(会長)

第5条 会長は、審査会の事務を総括し、審査会を代表する。

- 2 会長は、財務部財政課長とする。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、議長となり、審査会の議事の進行を行う。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、審査会の運営において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月19日から施行する。

別表

所属		補職名
都市経営部	広報戦略課	都市経営部 広報戦略課長
都市活力部	産業振興課	都市活力部 産業振興課長
財務部	財政課	財務部 財政課長
都市計画推進部	都市計画課	都市計画推進部 都市計画課長
ネーミングライツ事業を実施する施設 所管部局		所管部局 担当課長